

警視庁警備部長  
警視庁公安部長  
警視庁刑事部長  
警視庁生活安全部長 殿  
警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
(参考送付先)  
警察大学校長  
各管区警察局長  
庁内各関係局部課長

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警察庁丁国テ発第373号、丁生経発第287号  
丁刑企発第155号、丁組企発第153号  
丁国捜発第119号、丁備企発第230号  
丁公発第162号、丁備発第388号  
丁外事発第270号

平成26年12月19日  
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長  
警察庁生活安全局生活経済対策管理官  
警察庁刑事局刑事企画課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官  
警察庁警備局警備企画課長  
警察庁警備局公安課長  
警察庁警備局警備課長  
警察庁警備局外事情報部外事課長

## 旅館業者に対する管理者対策の徹底強化について（通達）

旅館業者による日本国内に住所を有しない外国人宿泊者（以下「外国人宿泊者」という。）の本人確認の強化等については、厚生労働省から都道府県知事等に対し、旅館業者が実施すべき措置として、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成17年2月9日付け健発第0209001号。別添1参照）、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について」（同日付け健衛発第0209004号。別添2参照）等が発出され、旅館業者に周知されている。

一方、本年6月、外国人宿泊者に対して旅館業者が実施すべき措置の実施状況について実態を調査したところ、一定の成果は見られるものの、依然として当該措置が徹底されていない状況が確認された。

このため当庁は厚生労働省に対して、当該措置について具体的な周知・指導を要請したところ、同省は都道府県の衛生主管部局長等に「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」（平成26年12月19日付け健衛発1219第2号。以下「厚生労働省通知」という。別添3参照）を発出したところである。

各都道府県警察においては、下記のとおり、都道府県等の衛生主管部局、管内の業界団体等と連携し、旅館業者に対し当該措置の内容を再度周知・徹底させるなど、旅館業者に対する管理者対策を徹底されたい。

### 記

#### 1 趣旨・目的

外国人宿泊者に対する本人確認の徹底は、平成16年12月10日に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部が決定した「テロの未然防止に関する行動計画」に

において、テロの未然防止対策の一つとして盛り込まれたものであり、警察としては厚生労働省等と連携し継続的に取り組むべきものである。

また、我が国では2016年主要国首脳会議及び2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が予定されており、我が国がテロの標的となる可能性が懸念される中、テロリスト等が旅館等に潜伏するなど、これを悪用することのないよう対策を強化する必要がある。

## 2 実施事項

各都道府県警察においては、警察各部門の連携を密にするとともに、都道府県等の衛生主管部局等との協力関係を強化し、厚生労働省通知によって示された事項について、旅館業者に再度周知・徹底すること。また、宿泊者に係る不審情報が確認された場合に警察への速やかな通報がなされるよう協力体制を確立すること。

## 3 留意事項

厚生労働省通知の4は、旅館業者が、捜査関係事項照会書の交付を受けない場合であっても、警察官の職務の目的に必要な範囲内において、当該警察官に宿泊者名簿を閲覧させることができることを明確にしたものである。この旨を職員に周知徹底し、旅館業者との協力関係の維持にも留意しつつ、旅館等における捜査や不審者の発見等を効果的・効率的に推進されたい。